令和８年（フ）第４６２７号
大阪市北区中崎２丁目４番12号　エスコート中崎　901号室
債務者　甲山　直子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６３１号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目23番16号
債務者　平山　静江
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６６４号
大阪府東大阪市森河内西２丁目18番14号
債務者　蔦川　健太
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６８２号
大阪市東淀川区相川２丁目３番20―401号
債務者　谷口　貴昭
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３３号
大阪市東住吉区矢田６丁目２番７―101号
債務者　池尾　　厚
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７８３号
大阪府豊能郡能勢町栗栖308番地の２
債務者　阪口　仁美
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６２号
大阪府茨木市新郡山１丁目35番１号、前住所大阪府茨木市西駅前町11番７号　コスモ茨木203号　三浦方
債務者　山口　安子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９４６号
大阪府東大阪市横枕西12番19―303号
債務者　加藤まゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８６号
兵庫県伊丹市荒牧７丁目10番22―503号
債務者　白附華奈子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２４０号
奈良県橿原市十市町907番地の14、前住所奈良県橿原市東坊城町８番地の３　ハーベストコート203
債務者　池内　珠有
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３０８号
和歌山市内原988番地23　第２南方マンション７、前住所和歌山市松島260番地12
債務者　山中　京香
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０９号
和歌山市中之島1130番地　サンハイツ中之島306
債務者　藤岡　照美
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３９号
和歌山市小豆島278番地５　２－４号
債務者　開　　豊
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９３６号
広島県東広島市高屋高美が丘５丁目４番１－707号　ビレッジハウス高美が丘タワー
債務者　江藤　裕美
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７８号
沖縄県那覇市字安里364番地１　マンション　ｅｎ　ｂｒｉｑｕｅ　ｏｒａｎｇｅ205
債務者　田崎　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３１１号
沖縄県糸満市西崎町３丁目458番地　コーポ平成302号
債務者　砂川征一郎
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２０６号
釧路市芦野２丁目３番１号　キャッスルカシワギ　101号室、前住所釧路市芦野５丁目18番21号　ファンカーサ　101、茨城県牛久市南２丁目15番地４　（アフィシオン201）
債務者　大原　佑弥（旧姓國枝）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
釧路地方裁判所民事部